

平成 29 年 3 月 31 日
投資等ワーキング・グループ
座長 原 英史

個人情報保護に係る追加的論点

当ワーキング・グループにおけるこれまでの議論及び「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」における検討状況を踏まえ、追加的に以下の事項につき伺いたい。

1、地方自治体が保有するデータの利活用

官民データの活用推進の観点で、地方公共団体が保有するデータの活用環境の整備は極めて重要。

- 1) 地方公共団体によってデータ活用に係るルールがバラバラな状態では、官民データ活用が妨げられる。統一的なルールが必要でないか。
- 2) ルール設定を地方自治体の条例に委ねたのでは、条例の内容や運用に差異が生ずるのでないか。条例整備の時期にもばらつきが生ずるのでないか。
- 3) 「非識別加工情報の仕組みの導入についても、地方公共団体の規模は様々であること、非識別加工情報の仕組みでは専門的知識が必要になることなどを踏まえると、まずは準備の整った地方公共団体から・・・」との方針では、上記の問題がさらに拡大するのではないか。
- 4) 地方公共団体が保有するデータの活用に係るルールについては、立法措置により統一的にルール整備を行うべきでないか。
- 5) 自治体ごとの運営に委ねていては、加工基準の扱いに係る萎縮、人的リソースの不足に伴う対応困難といった問題が生じる。非識別加工などにつき地方自治体から委託を受ける機関の設置が必要でないか。あわせて、国による事前確認の枠組みが必要でないか。

2、匿名加工ルールの運用

- 当WG会合（2016年12月15日）において有識者から、民間や国の機関も含め、匿名加工・非識別加工の実際の運用上の萎縮効果を回避するため、「公的な事前相談窓口」（個別にオーソライズできるような窓口）を設けるべきとの提案があった。こうした機関の設置につきどう考えるか。